十日町市　「雪おろし作業者リスト」

情報掲載申込みにおける承諾事項

【基本事項】

・市は、雪おろし作業者の情報提供のみで、斡旋・仲介はしません
・市は、雪おろしの作業内容・作業方法・料金・苦情 等、一切のことについて関与しません
・市は、作業中の事故や補償等についての責任は負いません
・「雪おろし作業者リスト」の掲載は、作業の受託を保証するものではなく、
　また、依頼先を限定するものではありません

【情報掲載の申込み・リストの公表】

・情報掲載の申込をもとに「雪おろし作業者リスト」を作成し、市ＨＰで市民へ公表するとともに、
　市役所窓口などで市民から求めがあった場合に提供します
・申込み情報は、全て「雪おろし作業者リスト」に掲載し公表します
（ただし、個人グループの「代表者の住所・氏名」は非公表とし、
「個人グループ名」及び「市町村名」を掲載します）
・「雪おろし作業者リスト」への掲載期間は、年度末までとします
・掲載内容を変更・削除したい場合は、市役所 都市計画課 建築住宅係へ連絡をお願いします
・反社会的勢力との関与、法令違反、過失、苦情などが確認された場合、
　リストへの掲載を削除することがあります

【市民からの作業依頼の対応】

・市民などの依頼者から、直接、作業依頼・相談の電話がありますので、個々に対応をお願いします
・必要に応じて、事前の現地確認をおこなってください
　（屋根形状、建物まわりの雪をおろす敷地の状況、流雪溝の有無、排雪の有無　など）
・雪おろし作業の内容・方法・料金等について依頼者に説明し、
　事前に見積書の提示などをおこない、双方合意のうえ作業を実施してください
・追加料金が生じる可能性がある場合は、事前に依頼者に説明し、
　苦情・トラブルにつながらないように配慮をお願いします
・作業環境・危険度などにより依頼を断る場合は、依頼者にその旨を説明してください
　（建物の階数、屋根上での落下防止安全設備（命綱固定アンカー）の有無、
　１階の窓・ドア・シャッター等の雪囲いの有無、建物の劣化状況　など　　）

【作業における安全確保】

・安全配慮の観点から、２人以上で作業をお願いします
・自己の責任で必要な安全対策をおこない、雪おろし作業を実施してください

【トラブルの対応】

・雪おろし作業依頼に関する契約や合意は、依頼者と作業者との間でおこなうものです
　事故・損害・苦情などが生じた場合は、当事者間で対応してください